

7 公ガ保第 2 号
平成 7 年 2 月 28 日

各通商産業局公益事業部長 殿

資源エネルギー庁公益事業部ガス保安課長

ガス事業法施行規則、ガス工作物の技術上の基準を定める省令及びガス事業
法関係告示の運用について

ガス事業法施行規則の一部を改正する省令（平成 7 年通商産業省令第 3 号）、ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成 7 年通商産業省令第 7 号）及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成 7 年通商産業省告示第 101 号）等が平成 7 年 3 月 1 日付けをもって施行されることに伴い、ガス事業法施行規則（昭和 45 年通商産業省令第 97 号）、ガス工作物の技術上の基準を定める省令（昭和 45 年通商産業省令第 98 号）及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示（昭和 45 年通商産業省告示第 635 号）等の運用について別記 1 から 8 までのおり定めましたので、遺漏のないよう措置してください。

なお、社団法人日本瓦斯協会及び社団法人日本簡易ガス協会へは、別途関係者への周知方を依頼しました。

別記 1

製造所に係る工事計画認可等の権限委任について

ガス事業法施行令第 8 条の表第 7 号 (一) に規定する特定設備製造所に係る取扱いについては次のとおり解する。

製造所新設工事等の工事計画認可を分割申請する製造設備であって、付帯設備の LNG 貯槽等の工事計画認可段階で、ガス発生設備の工事計画が申請がなされていない場合のガス事業法施行規則第 1 条第 3 項第 2 号に規定するガス発生量については、ガス事業法第 3 条又は第 8 条第 1 項の許可を受けたガス発生設備の能力とする。

別記2

ガス事業法施行規則第21条及び第43条における熱量、燃焼性の測定場所及び成分の検査場所について

1. 「製造所の出口及び他の者から導管によりガスの供給を受ける事業場の出口」に規定する出口とは、当該事業場においてガスの成分に変更を加える設備のうち最も下流側の設備から敷地境界までの間とする。
2. 1.の規定にかかわらず、次の各号に定める場合の出口は、それぞれ次の各号に定めるところによることができるものとする。
 - (1) 自社の他の事業場から既に測定及び検査された供給ガスを受け入れている製造所において、受け入れたガスの成分に変更を加えることなくガスを供給する場合においては、当該自社の他の事業場の出口。
 - (2) 他の者から導管によりガスの供給を受け成分に変更を加えることなくガスを自社の供給所等に送出する事業場においては、事業場から当該供給所等までの間においてガスの供給を行わない場合においては、当該供給所等の出口。
3. ガス事業法第22条に係る認可を受け、他の一般ガス事業者から導管によりガスの供給を受け成分に変更を加えることなく供給を行う事業者においては、当該他の一般ガス事業者の事業場を測定及び検査の指定場所として申請することができるものとする。

別記 3

ガス事業法施行規則第 21 条に規定する圧力計について

ガス事業法施行規則第 21 条に規定する圧力計については次のとおり解する。

1. 圧力計とは、圧力計本体、これに付属する記録装置及び通信設備をいう。

2. 記録設備として圧力を記録する方法には次のものがある。

- (1) 圧力による機械的変位を記録紙に記録する方式
- (2) 圧力を電気的な信号等に変換し記録紙又は電子媒体に記録する方式
- (3) 圧力を電気的な信号等に変換し、通信回線等を通じて別の場所に送信して記録紙又は電子媒体に記録する方式

別記 4

ユニット型冷凍設備について

ガス事業法施行規則第 39 条、第 50 条及び別表第 1 並びに定期検査の時期を定める件（平成 7 年 3 月通商産業省告示第 105 号）中の「ユニット型」とは、次の 1. から 4. までの条件に適合する冷凍設備をいうものとする。

1. 機器製造業者の製造事業所において次の（1）から（3）までに掲げる事項が行われるものであること。
 - （1） 冷媒設備及び圧縮機用原動機を 1 の架台上に一体に組立てること。
 - （2） 冷媒ガスの配管の取付けを完了し、機器製造業者による検査手続きを終了したものであること。
 - （3） 冷媒ガスを封入したものであること。
2. 1. の段階での設備の 1 日の冷凍能力が 60 t 未満（遠心式圧縮機を使用する冷凍設備については、160 t 未満）のものであること。
3. 冷凍設備の使用にあつては、冷媒ガスの止め弁の操作を必要としないものであること。
4. 使用場所に分割して搬入された場合は、冷媒設備に溶接又は切断を伴う工事を施すことなしに再組立てをし、かつ、直ちに冷凍の用に供し得るものであること。

自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器について

ガス事業法施行規則第108条第9号及びガス工作物の技術上の基準を定める省令第74条第5項及び第6項に規定する自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器については次のとおり解する。

1. ガス事業法施行規則第108条第9号及びガス工作物の技術上の基準を定める省令第74条第5項及び第6項に規定する自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器とは、財団法人日本ガス機器検査協会の各々の検査規程に定める基準に適合するものとして検査に合格し、その合格証が貼付されているもの、又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。ただし、自動ガス遮断装置のうち、ガスの漏えいを検知し、自動的に遮断するものは、ガス漏れ警報器と接続されていること。
2. 液化石油ガスを検知対象とする場合のガス漏れ警報器とは、高圧ガス保安協会の検査規程に定める基準に適合するものとして検査に合格し、その合格証が貼付されているもの又はこれと同等以上の性能を有するものをいう。
3. ガス漏れ警報器の設置方法については、「自動ガス遮断装置及びガス漏れ警報器の設置方法を定める件」（平成7年3月通商産業省告示第110号）及びガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第87条の4のとおりであるが、被検知部分を覆い等物理的に囲った場合には、その内側の上面を「天井面」とし、その内側の下面を「床面」と解す。ただし、この解釈は、水平一方向が開放されている場合にはその開放された部分に近い部分に限って適用する。
4. 最高使用圧力が中圧の導管に係るガス漏れ警報器については、当該建物の保安状況を監視できる場所等（当該導管の緊急ガス遮断装置を操作できる場所）へ警報するものとする。

漏えい検知装置について

ガス工作物の技術上の基準を定める省令第73条第2項第1号及び第3項第1号に規定する漏えい検知装置は、ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示第87条第4項第1号に掲げるとおりであるが、詳細については次のとおり解する。

1. 流量検知式のもの

- (1) 流量検知式とは、被検知部分からのガスの漏れ量を被検知部分へのガスの流入量として検知するものをいう。
- (2) 被検知部分へのガスの流入を30日間連続して検知した場合は、自動的に表示により警報し、かつ、ガスの漏えいがないことを確認できるまでは、警報し続けるものがあること。
- (3) 検知機能の維持ができなくなった場合は、自動的に表示により警報するものであること。
- (4) 本装置については警報表示の有無について原則として2カ月に1回以上ガス事業者が確認を行い、警報表示があった場合には必要な措置を行うこと。さらに、確認作業が確実に行えるように、確認者に対して所要の教育を実施すること。

2. 圧力検知式のもの

- (1) 圧力検知式とは、被検知部分からのガスの漏れ量を被検知部分のガスの流入を遮断した後の被検知部分の圧力降下量として検知するものをいう。
- (2) 次のものを対象とする。
 - ① 住宅（小規模な店舗等を含む。）
 - ② ①以外でメーターの号数が10号以下の需要家
- (3) 被検知部分の圧力降下を検知した場合は、自動的に被検知部分へのガスの供給を停止し、かつ、ガスの漏えいがないことを確認できるまでは、停止し続けるものであること。
- (4) 検知機能の維持ができなくなった場合、又は遮断を60日間行わなかった場合は、自動的に被検知部分へのガスの供給を停止し、かつ、ガスの漏えいがないことを確認できるまでは、停止し続けるものであること。
- (5) 遮断後、使用開始時まで長時間経過することによる被検知部分の状態変化（ガス栓の誤開放等）により事故が発生することを防止するために、復帰安全機構を有すること。

別記7

ガス工作物の技術上の基準を定める省令第81条の分解点検の運用について

1. ガス工作物の技術上の基準を定める省令第81条に規定する整圧器等の分解点検については、前回実施した日から6年（入口に不純物を除去する装置がない整圧器にあっては、1年）を経過した日（以下「満期日」という。）の以前3カ月（入口に不純物を除去する装置がない整圧器にあっては、満期日の以前1カ月）の期間内に実施した場合は、満期日に実施したものとみなすことができる。
2. 「ガス工作物の技術上の基準を定める省令第81条の分解点検の運用について」（昭和62年11月4日62公ガ保第22号）は廃止する。

定期検査について

1. 定期検査の時期を定める件(平成7年3月通商産業省告示第105号)については次のとおり解する。

- (1) 年間の運転時間が2,000時間以内のものとは、前回の定期検査実施日から数えて次回の実施日までの1年毎の運転時間が2,000時間以内のものをいう。
 - (2) 年間の運転時間が2,000時間以内であるとして定期検査の時期が37月を超えない時期に受検ことになるガス工作物であって、前回の検査から25月の間に年間の運転時間が2,000時間を超えて運転しようとする場合は、前回の検査以降25月までの間に定期検査を受検しなければならない。
 - (3) 年間の運転時間が2,000時間以内であるとして定期検査の時期が37月を超えない時期に受検することになるガス工作物であって、前回の検査から25月から37月の間に年間の運転時間が2,000時間を超えて運転しようとする場合は、前回の検査以降の運転時間が6,000時間になると見込まれる時期を超えない範囲において、時期変更承認申請により検査の時期の延期を認めることができるものとする。
2. 定期検査の時期を定める件の施行に伴い、「定期検査要領の運用について」(昭和62年9月1日62公ガ保第18号)に規定する「ガス工作物定期検査要領」(昭和62年9月、資源エネルギー庁公益事業部ガス保安課編)中の「6. 検査時期の変更 6.1 検査時期の変更承認の基準(1) 運転時間の短いガス工作物」については、定期検査の時期を定める件中の表の上欄に掲げるガス工作物(冷凍設備は除く。)に対しては適用しないこととする。
3. 「高圧のLPG受入用ガス圧縮機の定期検査について」(昭和63年6月6日63公ガ保第15号)は廃止する。